

- 1 会議名 令和2年度第2回川崎市指定特定非営利活動法人審査会
- 2 開催日時 令和3年3月22日(月) 13時30分～15時15分
- 3 開催場所 川崎市産業振興会館 第6会議室
- 4 出席者氏名
 - (1) 委員
前田成東会長、伊藤義昭委員、小倉敬子委員、谷本有美子委員
 - (2) 事務局
市民文化局コミュニティ推進部長 阿部克義
市民文化局担当部長 和田敏一
市民活動推進課長 須山宏昭
同課NPO法人係長 藤原啓道
同課職員 水溜篤志、杉友香奈子
- 5 議題
 - (1) 指定特定非営利活動法人に係る審査について
 - (2) その他
- 6 公開・非公開の別 議題(1): 非公開、議題(2): 公開
- 7 発言内容 次のとおり

<諮問>

(阿部部長)

皆様お集まりでございますので、ただいまから、令和2年度第2回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を開催いたします。

本日は、新規申出1法人の審査を議題としておりますのでよろしく願いいたします。

<資料確認>

(阿部部長)

それでは、ここで本日の資料の確認をさせていただきます。

<藤原係長から配布資料の確認>

資料の不足等はありませんでしょうか。

<不足等なし>

<会議の公開、成立>

(阿部部長)

会議の公開についてですが、本日の議事のうち、議題1の法人審査は、指定申出法人の内部情報に触れる内容であり、川崎市審議会等の会議の公開に関する条例第5条第2号ア「公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」であることから、運営要綱第4条に基づきまして、非公開の取扱いとさせていただきます。

議題2のその他議題につきましては、指定特定非営利活動法人の審査に関する議事ではございませんので、審査会運営要綱第4条の規定に基づきまして、原則どおり、公開とさせていただきます。

なお、現在のところ、傍聴の申出はありません。

また、本日は、委員6名中4名が出席していることから、過半数である4名以上となっ

ており、開催要件を満たしておりますので、本審査会が成立していることをご報告いたします。

<諮問>

(阿部部長)

それでは、次第の「諮問」に移らせていただきます。

本日付けで、市長から会長宛てに「指定特定非営利活動法人に係る審査について」の諮問がされております。内容といたしましては、「基準条例第3条第1項の申出をした特定非営利活動法人に係る基準への適合等」となっておりまして、今回申出のあった法人について、審査をしていただき、申出法人につきまして「指定相当」又は「指定不相当」の答申を行っていただきたいと存じます。

それでは、会長に諮問文を渡させていただきます。

<諮問文 阿部部長→前田会長>

<議事>

○議題1 指定特定非営利活動法人に係る審査について

<非公開>

○議題2 その他

(前田会長)

それでは、議題2の「その他」の1つ目「特定非営利活動促進法の改正に伴う本市条例の改正について」事務局から説明をお願いします。

(藤原係長)

資料2は、1月末に委員の皆様へNPO法改正及び本市条例等の改正について情報提供をさせていただき、その際に付けさせていただいた資料と同じものになります。

条例改正議案を3月議会に提出し、3月19日金曜日に採決の結果、可決されましたので、ご報告いたします。

<資料2を用いて説明>

(前田会長)

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

(全委員、意見・質問なし)

(前田会長)

それでは、次に「その他」の2つ目「令和2年度NPO法人関係事業の実施報告」について事務局から説明をお願いします。

(藤原係長)

平成28年に審査会で審議を重ね、9月30日付けの答申において取りまとめた条例指定制度の今後の運用について、答申の項目ごとに市の施策の進捗管理を行う資料となっております。

前回からの更新箇所を中心に説明させていただきます。

<資料3を用いて説明>

(前田会長)

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

(前田会長)

昨年、全国民に対して10万円が支給された特別定額給付金によって寄附が増えたというような話はあったでしょうか。かわさき市民活動センターに寄附はありましたか。

(小倉委員)

ありませんでした。

(藤原係長)

ニュースでは特別定額給付金を寄附するという取り組みや動きは取り上げられていましたが、大きな動きにまでなったかは分かりません。

(小倉委員)

資料に記載されている講座やセミナーに複数の法人が来ていて、このような法人を条例指定に繋げなくてはいけないですが、講座やセミナーで条例指定をアピールする資料などの配布はしているのでしょうか。

(藤原係長)

条例指定の紹介パンフレットは配布しております。基礎固め講座の参加者は、事務が不慣れな方や設立直後の法人など、条例指定を目指す前段階の法人ですので、この講座から条例指定に直結するのは難しいと思われまます。パワーアップセミナーは、会計や税務について法人の課題を解決するものですので、こちらも条例指定に直結するというよりは、NPO法人全体の底上げを目的としております。

(小倉委員)

組織基盤強化フォーラムの欄に記載されている公益活動助成金の報告会は実施するので、来る団体にチラシなどを配布することはできますが、それはもう手配してありますか。

(藤原係長)

このあと調整させていただきたいと思ひます。

(小倉委員)

情報は発信しないと届きません。この報告会は全団体が参加しますので、そこで配布するように調整してください。

(前田会長)

数年前にA5判で認定・条例指定法人も紹介している冊子を作製したと思うのですが、その後改訂はしたのでしょうか。

(水溜職員)

認定・条例指定法人が増えていますし、その他の情報も更新が必要であったため、昨年度改訂しました。認定・条例指定法人は増え続けておりますので、冊子は制度説明やNPOを応援する方法などの基礎情報だけにし、認定・条例指定法人の紹介欄は、別冊で市が常に情報を更新したものを、その都度印刷して、冊子に挟み込んで配布するようにしました。

(杉友職員)

審査会委員でもある小澤税理士にもご協力いただいて、税額控除に関する手続きに関してインタビュー形式で記事を掲載しております。

(前田会長)

それでは、次に「その他」の3つ目「条例指定制度の今後の運用に向けた検討について」事務局から説明をお願いします。

(藤原係長)

<資料4-1、4-2を用いて説明>

例年より審査会の開催回数が多くなることとなり、お忙しい皆さまにお手数をお掛けし大変恐縮ですが、このタイミングで検討をさせていただき、ご説明したスケジュールをベースに進めさせていただきたいというお願いになります。また、次回の審査会で、事務局がヒアリング、他自治体調査結果等を整理した資料をお出しする予定ですが、この様な資料もあった方が良好などのご意見がございましたらいただければと思います。

(前田会長)

ただいまの説明について、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。

(全委員、意見・質問なし)

(前田会長)

それでは、詳細は5月の審査会でということをお願いいたします。

<閉会>

(前田会長)

予定していた議題等については以上ですが、全体を通して質問等がありますか。

(全委員、質問等なし)

(前田会長)

以上をもちまして議事を終了いたします。

事務局に進行をお戻しいたします。

(阿部部長)

ありがとうございました。事務局から今後のスケジュールについてご案内させていただきます。

(藤原係長)

今回、ご審議いただいた「NPOレインボー」については、指定相当の結果をいただきましたので、その方向で早急に答申と議事録を作成し、事務局案ができ次第、皆様に内容の確認をしていただきたいと思います。

次回の審査会についてですが、先ほどご説明しましたとおり、条例指定制度の今後の運用の検討のため、5月中旬又は下旬に開催させていただきたいと考えております。本日、事前に前田会長のスケジュールを調整させていただいた結果をお配りさせていただいております。メール等もさせていただきますが、できるだけ、速やかに日程調整させていただきたいと考えておりますので、ご回答のご協力をよろしくお願いいたします。

なお、今回は対面での開催時とオンラインでの開催時の両方のご都合についてお伺いする形となっておりますが、オンライン会議システムの活用可否について確認しましたところ、「公開」の会議である必要がございます。次回の「条例指定制度の今後の運用の検討」については「公開」で行う予定ですので、オンライン会議システムの活用が可能となります。できるだけ、対面型で開催させていただき、審議していただきたいと思いますと考えておりますが、日程調整の結果及び今後のコロナの状況もございますので、会議室で対面型の審査会を開催し、そこに外部からオンラインで参加していただくこともできるように検討いたします。

(阿部部長)

それでは、これもちまして令和2年度第2回川崎市指定特定非営利活動法人審査会を終了します。本日はありがとうございました。